

三条市障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすためのまちづくり条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念及び責務等（第3条―第5条）

第3章 差別の解消

第1節 差別の禁止（第6条・第7条）

第2節 差別の事後対応策（第8条―第13条）

第4章 共生社会の実現に向けた基本施策（第14条―第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における差別の解消の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務や役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第14条に規定する相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備並びに法第15条に規定する啓発活動の実施に関し必要な事項を定めることにより、障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がいをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいがあることにより、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障がいのある人 社会的障壁により、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 障がいのある人に対して正当な理由なく、障がい又は障がいに関連する事由を理由として、障がいのある人を排除すること、その権利の行使を制限すること、その権利を行使する際に条件を付けることその他の障がいのある人に対して不利な取扱いをすることをいう。
- (5) 合理的配慮 障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重し、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態に応じた社会的障壁の除去について、必要かつ適切な措置（社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。）を講ずることをいう。
- (6) 差別 不当な差別的取扱いをすることにより障がいのある人の権利利益を侵害すること又は合理的配慮の提供をしないことをいう。
- (7) 事業者 市内において営利目的であるか又は非営利目的であるかを問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (8) 障がいの社会モデル 障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、

障がいのみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

第2章 基本理念及び責務等

(基本理念)

第3条 この条例による差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 市民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されること。
- (2) 障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (3) 市、市民及び事業者は、障がいのある人の生きづらさ及び^{おも}想いを理解し、合理的配慮をするよう、それぞれの責務や役割を果たすこと。
- (4) 障がいのある人は、障がいがあることに加え、性別、年齢その他の要因により特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思決定を行うことが困難な場合には必要な支援が受けられること。
- (6) 差別の解消は、障がい及び障がいのある人に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、市民及び事業者が相互理解を進め、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進すること。
- (7) 災害時において障がいのある人の安全を確保するため、地域における災害時の支援体制の整備及び災害時における適切な支援活動が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、差別の解消を推進するとともに、共生社会を実現するための施策を推進しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、障がい、障がいのある人及び障がいの社会モデルに関する理解を深めるとともに、差別を解消する取組を市と一体となつて行うよう努めるものとする。

- 2 市民及び事業者は、障がいのある人の生きづらさ及び想いを理解し、障がいのある人との交流を深めるよう努めるものとする。

第3章 差別の解消

第1節 差別の禁止

(差別の禁止)

第6条 何人も、差別をしてはならない。

- 2 市又は事業者は、障がいのある人に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 福祉サービスを提供する場合において行う次に掲げる行為

ア 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障がいのある

人の意思に反して、入所施設における生活を強制すること。

イ 正当な理由なく、福祉サービスの提供を拒否し、又は制限すること。

(2) 医療を提供する場合において行う次に掲げる行為

ア 法令に特別の定めがある場合を除き、障がいのある人の意思に反して長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

イ 正当な理由なく、医療の提供を拒否し、又は制限すること。

(3) 商品の販売又はサービスの提供をする場合において、正当な理由なく、商品の販売又はサービスの提供を拒否し、又は制限すること。

(4) 労働者を雇用する場合において行う次に掲げる行為

ア 労働者の募集又は採用に当たり、正当な理由なく、応募又は採用を拒否し、又は制限すること。

イ 正当な理由なく、賃金、労働時間、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利な取扱いをすること。

ウ 正当な理由なく、解雇し、又は退職を強制すること。

(5) 教育を行う場合において行う次に掲げる行為

ア 障がいのある人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を提供しないこと。

イ 障がいのある人若しくはその保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに、入学する学校（同法第 1 条に規定する学校をいう。）を決定すること。

(6) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を障がいのある人が利用する場合において、正当な理由なく、その利用を拒否し、又は制限すること。

(7) 不動産の取引を行う場合において、障がいのある人又は障がいのある人と同居する者に対して、正当な理由なく、不動産の売買、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、又は制限すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、正当な理由なく、障がいのある人を区別し、排除し、制限し、その他差別すること。

（合理的配慮の提供）

第 7 条 市、市民及び事業者は、障がいのある人の権利利益を侵害することのないよう、合理的配慮を行わなければならない。

第 2 節 差別の事後対応策

（相談）

第 8 条 何人も、市又は市が委託する相談機関（以下「相談機関」という。）に対し、次に掲げる事項について相談することができる。

(1) 差別に関すること。

(2) 不当な差別的取扱いに関すること。

(3) 合理的配慮に関すること。

- (4) 障がいのある人に対する障がいを理由とする言動であつて、当該障がいのある人に不快の念を起こさせるものに関する事。
- 2 市又は相談機関は、前項の規定による相談を受けた場合は、事実の確認を速やかに行うとともに、必要に応じて次に掲げる対応を行うものとする。
- (1) 前項の相談をした者（以下「相談者」という。）、障がいのある人又は支援者（障がいのある人の保護者、保護者以外の家族その他の当該障がいのある人を支援する者をいう。以下同じ。）に対し、必要な説明及び情報の提供を行うこと。
- (2) 相談者、障がいのある人又は支援者に対し、相談に関する行政機関又は利用できる制度を紹介すること。
- (3) 相談に関する行政機関又は利用できる制度の実施主体へ相談に係る事実を通知すること。
- (4) 相談に係る当事者の主張の聴取、利害の調整その他解決に向けた調整を行うこと。
- (5) 相談者、障がいのある人又は支援者に対して次条第1項に規定する申立ての支援をすること。

（助言又はあつせんの申立て）

第9条 相談者、障がいのある人又は支援者は、前条第2項第4号の規定による調整後も、なお解決されない場合は、市に対し、その解決のために必要な助言又はあつせんの申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

2 支援者が申立てをしようとする場合において、前条第1項の相談の当事者（以下「当事者」という。）である障がいのある人の意思に反することが明らかであると認められるときは、申立てをすることができない。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の申立てをすることができない。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てができるとき又は当該不服申立てができる期間が経過したとき。
- (2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から3年を経過しているとき（3年を経過するときまでに申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。
- (3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

（調査）

第10条 市は、申立てがあつた場合は、当該申立てに係る事実について調査を行い、又は相談機関に必要な調査を行わせることができる。

2 前項の調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、同項の調査に協力しなければならない。

（助言又はあつせん）

第11条 市は、前条第1項の調査の結果、必要があると認める場合は、三条市障がいを理由とする差別解消のための調整委員会（以下「調整委員会」という。）に対し、当事者に対する助言又はあつせんの要否及び内容について諮問するものとする。

2 調整委員会は、前項の諮問に係る審議のために必要があると認める場合は、当事者その他

の審議に必要な者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 市は、調整委員会の意見を尊重し、当事者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。
(勧告及び事実の公表)

第12条 市は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なくその助言又はあっせんに従わず、必要と認めるときは、これらに従うよう勧告することができる。

- 2 市は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合において、必要と認めるときは、その旨を公表することができる。
- 3 市は、前項の規定による公表をしようとする場合は、公表に係る者に対しあらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく市の定める期日までに意見を述べない場合は、直ちに前項の規定による公表をすることができる。

(調整委員会の設置等)

第13条 市は、差別に係る紛争の解決を図ることを目的として、調整委員会を設置する。

- 2 調整委員会が所掌する事務は、第11条第1項の規定による諮問に応じて審議することとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 共生社会の実現に向けた基本施策

(情報・コミュニケーション支援)

第14条 市は、障がいのある人が自ら選択する意思疎通の手段を利用できるよう、意思疎通の手段の普及啓発及び利用の拡大を支援するとともに、意思疎通に係る相談の受付及び支援を行うものとする。

- 2 市及び事業者は、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人に対し、日常生活又は社会生活を営む上で必要なサービス及び情報を提供する場合並びに意思疎通を図ることが困難な障がいのある人から情報を受ける場合は、その障がいの特性を理解し、合理的配慮を行うものとする。
- 3 市は、障がいのある人が情報を円滑に取得することができるようにするため、多様な意思疎通の手段による情報の提供に努めるものとする。
- 4 市は、災害時その他の緊急時に、障がいのある人に対し、その障がいの特性に応じた支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人に対し、その障がいの特性に応じた情報提供を行うものとする。

(周知啓発の実施)

第15条 市は、市民及び事業者の障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、障がいのある人又はその支援者が組織する団体と協働して、啓発活動その他必要な取組を推進するものとする。

- 2 市は、共に学び育ち合う教育の重要性を考慮し、幼児、児童、生徒又は学生が障がい及び

障がいのある人に対する理解を深められるよう、必要な取組を実施するものとする。

(社会参加の促進)

第 16 条 市は、障がいのある人が文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他の活動に参加する機会を確保するとともに、障がいのある人が望む活動への参加を支援するものとする。

(交流機会の創出)

第 17 条 市は、障がいのある人となない人との相互理解を促進するための交流機会の創出又は拡大を図られるよう、必要な取組を支援するものとする。

(心理的支援)

第 18 条 市は、障がいのある人、障がいのある人の家族及びこれらの者に関わる周囲の者の抱える問題や悩みなどに対し、専門的な知識や技術を用いて助言を行い、心の負担軽減を図るものとする。

(認証)

第 19 条 市は、共生社会の実現に向けた取組を積極的に実施する事業者を共生社会推進企業として認証するものとする。

(協議会の設置)

第 20 条 市は、法第 17 条第 1 項の規定に基づき、三条市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 差別を解消するために必要な取組の検討及び提言に関する事項
- (2) 差別を解消するために必要な施策の実施状況の確認及び見直しの提言に関する事項
- (3) 差別を解消する取組を効果的かつ円滑に行うために必要な事項

第 5 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。